

観光局問題

問 誰のための組織ですか



渡辺俊夫議員

答 基本的には会員のため

していますが、この事務事業の流れを理解いただけなかったので誤解が生じたことです。

【理事会議事録】

ドバイスをいたでています。

経過があり、一旦は決まったと解釈しています。

【観光局のあり方】

村長として、職責を果

関係は全て議決されたという経過があり、一旦は決まったと解釈しています。

たしているとは思えませんが。法律に違反しているとするならば、それはそれとして正していかなければならぬと思っています。

村長

今この局のあり方が事実とするならば、それはそれとして正していかなければならぬと思っています。

【総会での問題点】

問

先の観光局定時社員総会は議案の承認まで

【誰のための組織】

誰のための組織ですか。

問

理事会の議事録を作成し署名が必要ですが。

問

理事会の議事録を作成しなければ、理事会で相談をして制度をきちんと整える

5時間余りを要する異常事態となりました。質問が集中したのは、①局長給与の400

万円から800万円への引き上げ、②月刊誌5誌への総額2千万円もの広告費支出、でした。

広い意味では観光で生きる村民のための局です。基本的に会員の方それぞれの利益を図るためにの組織です。

運営規則第19条に「作成しなければならない」となっています。事務局で作成してある筈ですが。

問

先の観光局定時社員総会は議案の承認まで

誰のための組織ですか。

運営規則の中に「業務の執行を決定する」

理事の報酬は、法律第89条に「定款にその額を定めていない時は、社員総会の決議によつて定める」とあります。

問

事務事業の執行は、決して不透明ではありません。問題点として、一つ

アドバイザー

アドバイザーの役割と権限とは何ですか。

運営規則の中に「業務の執行を決定する」

事務事業の執行は、決して不透明ではありません。問題点として、一つ

アドバイザー

アドバイザーの役割と権限とは何ですか。

目は、局と会員とが意見交換する機会が少なかったこと。二つ目は、理事会で承認された計画に基づいて事業を実施

渡辺俊夫議員

定款25条に「社員総会の決議をもつて定めます」とあります。従いまして、先の社員総会において議案の



観光関係事業者研修所の建物 7月23日